

学校法人 松蔭学園 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人松蔭学園（以下「学園」という）役員等の報酬に関する必要な事項を定める。

(役員等の定義)

第2条 役員等とは学園の寄附行為第5条に定める役員、第21条に定める評議員及び学園長をいう。

2 常勤役員とは、学園の寄附行為第5条に定める役員及び学園長のうち、学園に常勤し役員業務を主としている役員をいう。

(役員報酬)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

役員・学園長には、役員報酬支給基準表に基づく役員報酬を支給する。額は理事会で決定する。

(役員報酬の支給開始日)

第4条 役員報酬は、就任した月から支給する。

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席運営のための業務にあたった都度支給することを原則とする。

(賞与の加算)

第5条 常勤役員・学園長に毎月の給与月額のほか、賞与を支給することができる。額は役員報酬支給基準表に定める額を基準とし、職員に準じた算式により算出される額を理事会で決定する。

(支給日)

第6条 前条に定める給与、賞与の支給日等は学園の給与規程細則に準ずる。

(実費弁償等)

第7条 役員等はそれぞれの職務を行うために必要な費用の弁償を受けることができる。

- 2 役員等は理事会、評議員会に出席のための旅費・日当の支給を受けることできる。
額は別表（出張旅費規程・細則）による。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

（付 則）

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

（付 則）

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

（付 則）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

（付 則）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（付 則）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

（付 則）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（付 則）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。